

第4回 我が国の民間企業による イノベーション投資の促進に関する研究会 事務局説明資料

経済産業省 産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課

1. 第3回の議論の振り返り

第3回研究会の主要な意見

(1) 適格支出の範囲における海外委託の取り扱い

- 海外の関連会社で委託研究開発をしている場合も、最終的に、日本がプロセス管理や費用負担をして、日本でIPの経済的オーナーシップを保有しているならば、適格にできないか。
- 第三者で関連会社でない場合は、本社でコントロールして委託しているので、国内とみなすことができるのではないか。

(2) 対象知財の範囲・中小企業特例

- 特許登録に係る期間でも優遇する仕組みは、特に、規模の小さい企業にとっては有益である。

(3) 対象所得の計算について

- 何らかの割り切りの発想で、簡便な計算式で制度設計できると良い。
- 業界間で大きな違いがでる部分を整理して、その部分はある割合に取り決めるなどの策をとるしか方法がないように思う。

(4) 事前合意について

- 事前ルーリングを取得する事は効果的であるとは思いますがヨーロッパと同様の仕組みや運用が日本でも馴染むのかは、よく検討をした方が良い。
- 事前合意は有効な制度である。事後の税務リスクが減るため、企業にとってはメリットとなる。

(5) 重点分野について

- 分野を絞るなどの濃淡をつけるのも一つの方策かと思うが、AI、DX、GXなどは解釈によって広く捉えられすぎる。

2. 制度骨子修正案について

(1) 対象知財 ①対象知財の候補の考え方

- 知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される。

知的創造物についての権利等

特許権 (特許法)	<ul style="list-style-type: none"> 「発明」を保護 出願から20年 (一部25年に延長)
実用新案権 (実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> 物品の形状等の考案を保護 出願から10年
意匠権 (意匠法)	<ul style="list-style-type: none"> 物品、建築物、画像のデザインを保護 出願から25年
著作権 (著作権法)	<ul style="list-style-type: none"> 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年)
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> 半導体集積回路の回路配置の利用を保護 登録から10年
育成者権(種苗法)	<ul style="list-style-type: none"> 植物の新品種を保護 登録から25年
営業秘密 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権 (商標法)	<ul style="list-style-type: none"> 商品・サービスに使用するマークを保護 登録から10年
商号(商法)	<ul style="list-style-type: none"> 商号を保護
商品等表示 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> 周知・著名な商標等の不正使用を規制
地理的表示(GI) (特定農林水産物の名称の保護に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついていてる産品の名称を保護
地理的表示(GI) (主税の保全及び酒類業組合等に関する法律)	

(1) 対象知財 ②商標権の取り扱いについて

- OECD BEPS Action 5において税制優遇の対象となるIP資産について定義されており、**「商標権のようなマーケティングに関するIP資産は優遇措置の対象とならない」**としている。

Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5- 2015 Final Report, paragraph 34, 37, 38, p. 26 – 27.

- Paragraph 34
想定されるネクサス・アプローチにおいて税制優遇の対象となり得る唯一のIP資産は、特許に加え、法的に保護されかつ特許と同様の承認・登録プロセスを経る場合における特許と機能的に同等なその他のIP資産である。**特許と機能的に同等な知的財産資産とは、(i)広義に定義された特許、(ii)著作権で保護されたソフトウェア、(iii)下記特定の場合における、自明でなく、有用性、新規性を有するその他のIP資産**である。
- Paragraph 37
対象IP資産には、初めの二つのカテゴリー ((i)及び(ii))に含まれないが、特許の性質（自明でない、有用性、新規性）を共有し、二つのカテゴリーのIP資産と実質的に類似しており、また、**税務行政当局から独立した政府機関による透明性のある認証プロセスを経て認証されるIP資産も含まれる。**
- Paragraph 38
ネクサス・アプローチでは、支出、IP資産、そして所得との間における関連性に重点が置かれる。ネクサス・アプローチの下では、**商標権のようなマーケティングに関連するIP資産は、税制上の優遇措置を受けることはできない。**

(1) 対象知財 ③意匠権の取り扱いについて

- 意匠法の保護対象となる「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいい、物品の「部分」のデザインも「意匠」に含まれる。
- 特許庁に意匠登録出願をし、必要な要件を満たしているか審査を受けた上で意匠登録を受けたものが保護を受ける。
- 意匠法第3条では、意匠登録においては「**工業上利用することができる**」という要件を定めている。

意匠法第3条

(意匠登録の要件)

- 第三条** 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

(1) 対象知財 ④ 審査請求しない知財を対象知財に含めるのか

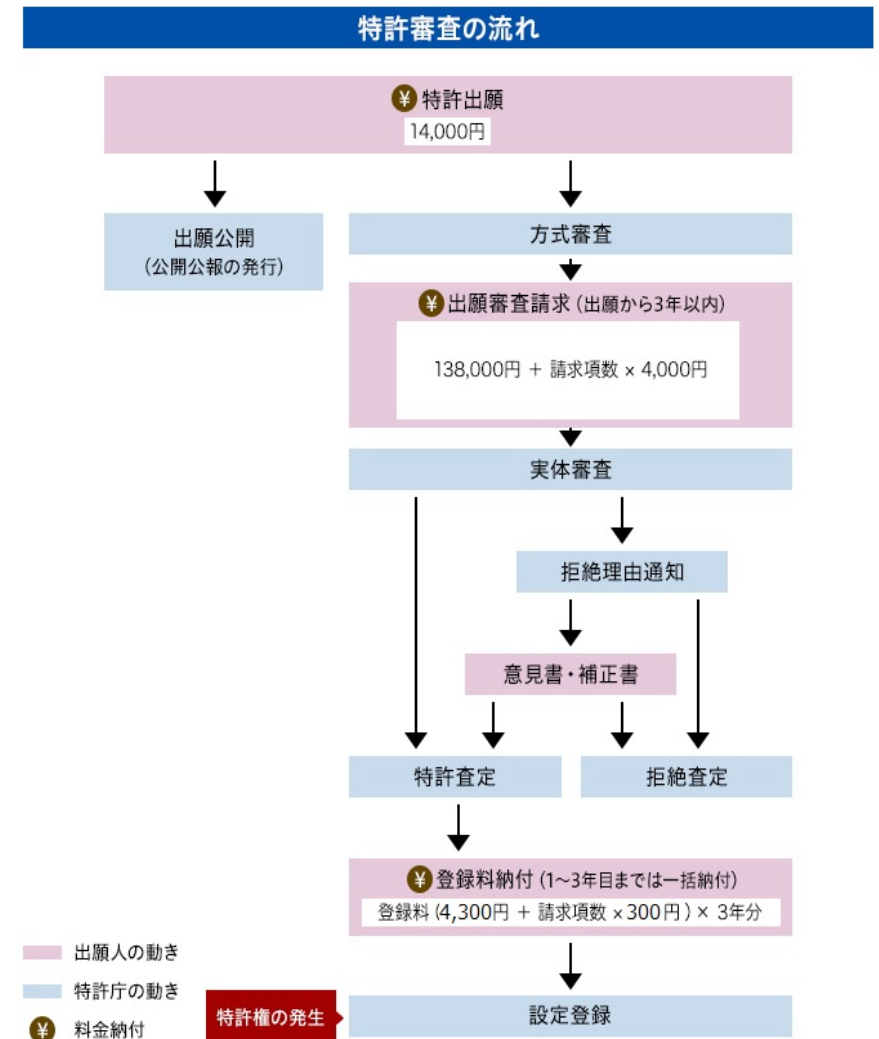
- 対象知財については、OECD BEPS Action 5は透明性の観点から税務当局以外の公的機関の認定を受けた権利であることを求めている。特許権については、登録されたことをもって対象知財とすることとしてはどうか。

適格IPは、税務当局から独立した政府機関による透明性のある認証プロセスを経て認定される。

OECD (2015), *Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5- 2015 Final Report*, Paragraph 37, p.26

なお、オランダやフランスのイノベーションボックス制度においては、審査中で登録が完了していない特許権等においても、暫定的にその所得が軽減税率の対象になり得ると理解されている。他方イギリスにおいては、特許権等の登録が完了した年において、登録完了前の期間においた生じた利益について軽減税率の利得を得ることができるとされている。

HM Revenue & Customs, 2016, *Corporate Intangibles Research and Development Manual* 220540



(2) 対象所得 ①IPに関連する所得を分けて計算する例

- イギリスのHMRCが発行しているパテントボックス税制のガイダンスでは、IP関連所得 (RIPI : Relevant IP Income) とIPに関連しない所得 (Non-RIPI) に分けて計算している例がある。

以下の計算例では、研究開発費をRIPIとNon-RIPIの金額に応じて配分し、これらを明確に分けて計算している。

	合計	RIPI		Non-RIPI
		IP関連製造	ライセンス	IP非関連製造
収入	10,000	6,000	1,000	3,000
原価	4,000	2,900	—	1,100
粗利益	6,000	3,100	1,000	1,900
その他の製造費用	1,300	600	—	700
研究開発費控除前利益	4,700	2,500	1,000	1,200
研究開発費	2,700	1,890		810
純利益	2,000	1,610		390

(2) 対象所得 ②Marketing IPとの区別

- 海外から得られたライセンス料については、特許権等の使用料と商標権等のmarketing IPの使用料とが区分されていない場合、特許権等の使用料部分の区分が課題となる。

- OECD BEPS Action 5では、総所得はIP資産からの所得に限定されるべきとしている。
(OECD, BEPS Action 5 – 2015 Final Report, Paragraph 48, p. 29)
- ライセンス料について、特許権等の使用料と商標権等のmarketing IPの使用料とが区分されている場合は対象所得が明確となるが、区分されていない場合どのように対象所得を算定するかが課題。
- 移転価格税制の手法を用いることも考えられるが、独立企業間での取引価格算定のための比較対象取引の把握など難しさもある。
- 一定の割合をイノベーションボックス税制の対象所得とする考え方もある。他方、BEPS Pillar 1のAmount Aの手法は、超過利益の25%を市場国に配分するための市場国におけるマーケティング活動由来利益とするものであり、イノベーションボックス税制とは制度趣旨が異なると考えられるものの、参考となりうる考え方である。

(2) 対象所得 ③知財の価値評価方法

- 知財の価値を定量化する方法として、資産分割法（企業残価法）、ルール・オブ・サム、ロイヤルティ免除法など様々なインカムアプローチによる評価方法が存在。こういった方法を活用することは考えられるか。

知財の価値評価方法（インカムアプローチ）の例

- **資産控除法（企業価値残価法）**

事業価値－（金融資産＋有形資産）× 技術のウエイト

無形資産の価値

- **25%ルール**

（事業価値又は収益）×25%

- **利益三分法**

営業利益の現在価値×1/3

- **ロイヤルティ免除法**

事業売上高×ロイヤルティ料率

ルール・オブ・サムには、「25%ルール」と「利益三分法」があり、経験則により知財の寄与度を求める考え方。

25%ルールは、技術の利益に対する貢献度は1/4であるとする考え方で、**利益三分法は、技術の利益に対する貢献度は1/3**とする考え方。いずれの場合も事業によって妥当か否かを検討する必要がある。

ロイヤルティ免除法は、業界の平均的なロイヤルティ料率や類似取引におけるロイヤルティ料率を参考に算出したロイヤルティ料率を用いる方法であり、代表的な評価方法の1つである。

(2) 対象所得 ④オランダにおける“phase-in phase-out”の考え方

- オランダのイノベーションボックス制度では、IPは一般的に開発から利益の創出までにタイムラグがあることから、対象所得と配分期間を事前に税務当局と合意し、その期間に応じて段階的に所得算入する“Phase-in”の考え方が取られている。

- ✓ 一般的には、新規に開発されたIPが直ちに利益を生むわけではなく、開発初期はコストの方が大きくなり、一定期間経過後にIPが利益を生み出すようになったときに回収されるものである。
- ✓ しかし、多数のIPの開発を並行して継続する企業にとって、個別のIPごとにR&Dコストを追跡調査することは不可能であるため、税務当局との間で“Phase in period”が合意される。
“Phase-in period”は、開発された適格IPがR&D機能の利益にどの程度貢献しているかを反映して、所得に対する割合と対象期間が決定される。
- ✓ 対象所得の計算においては、右の例のとおり、EBIT(金利税引前利益)から定型的な(routine)機能に対する所得を控除してコア機能関連所得を算出し、これに事業割合を乗じて計算。当該対象所得を合意された期間において配分する(例えば、右の例であれば、1年目は180の25%等)。
- なお、イノベーションボックス制度が変更された場合にも、旧制度における“Phase out”と新制度による“Phase in”が行われる。
- 対象企業が新制度の下でイノベーションボックスの要件を満たさなくなった場合、ただちに適用できなくなるのではなく、数年かけて段階的に適用できなくなる(Phase out)。

【例】

①コア機能関連所得の計算

EBIT(金利税引前利益)	1,000
定型的(routine)機能分	100
残余(コア機能分)	900

②コア機能の事業割合

販売マーケティング関連	50%
企業の事業活動関連	30%
R&D関連	20%

対象所得 : $900 \times 20\% = 180$

※対象所得は合意された“Phase in period”(例えば4年)に基づき各期間に配分される。

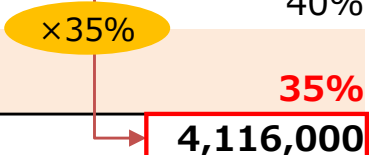
(2) 対象所得 ⑤オランダのPeel off methodの考え方

- オランダのPeel off methodにおいては、EBIT（利払前・税引前利益額）に、「一定の割合」を掛けることで、**適格所得を納税者単位で算出**している。
- 研究開発以外の要素による利益は、**売上原価や売上高に一定の比率を設定し**、EBITから控除。さらに、**研究開発の貢献分の比率を設定**して研究開発に帰属する適格所得を計算している。

売上高	105,000,000
売上原価	-58,800,000
売上総利益	46,200,000
研究開発費	-10,500,000
販売・マーケティング費用	-12,600,000
間接費／本社経費	-6,300,000
EBIT	16,800,000
適格EBIT比率（制度の対象となるEBITの割合）	100%

適格EBIT EBITが起点 16,800,000

生産効率由来の利益 (売上原価×適格EBIT比率×5%)	2,940,000
マーケティング由来の利益 (売上高×適格EBIT比率×2%)	2,100,000
純利益／残余利益	11,760,000
起業的機能による比率	25%
マーケティング&セールスの比率	40%
研究開発に帰属する部分 (マーケティング比率などを除外)	35%
適格所得	4,116,000



Nexus比率の計算

適格研究開発費の合計（分子）	8,200,000
アップリフト	130%
アップリフト後の適格研究開発支出合計（分子）	10,660,000
研究開発費総額（分母）	9,000,000
アップリフト後のネクサス比率（最大100%）	100%
イノベーション・ボックス対象所得	4,116,000
イノベーションボックス税率	9%
通常の税率	25%
イノベーションボックスにより減少する課税所得	2,634,240
制度適用後課税所得	1,481,760

生産効率由来の利益は売上原価に、マーケティング由来の利益は売上高にそれぞれ比率を設定して算出。

マーケティングやセールス等、研究開発の貢献度を設定し、研究開発に帰属する部分を制度対象所得としている。

(2) 対象所得 ⑥簡易的な算式案について

計算例①

(A) 基本的利益の算定

$$\text{基本的利益} = \left\{ \text{総経費} - (\text{研究開発支出} + \text{超過広告販促費}) \right\} \times 10\%$$

(B) 基本的利益控除後の所得におけるイノベーション活動起因所得の算定

$$\left\{ \text{所得 ToT (※1) を除く} - \text{基本的利益} \right\} \times \frac{\text{研究開発支出 (ソフトウェア開発を含む)}}{\text{研究開発支出 (ソフトウェア開発を含む)} + \text{超過広告販促費 (※2)}}$$

(C) Nexus fraction (修正ネクサスアプローチによる適格支出の比率)

$$(\text{自社研究開発費} + \text{第三者への委託研究開発費}) \times 1.3$$

$$(\text{自社研究開発費} + \text{第三者・関連会社への委託研究開発費} + \text{購入知財の償却費})$$

※1 IIR (所得合算ルール)・QDMTT (国内ミニマム課税) やCFC税制等により日本で追加課税されたもの

※2 売上高に対して一定の比率を超える超過的な販売マーケティングの費用

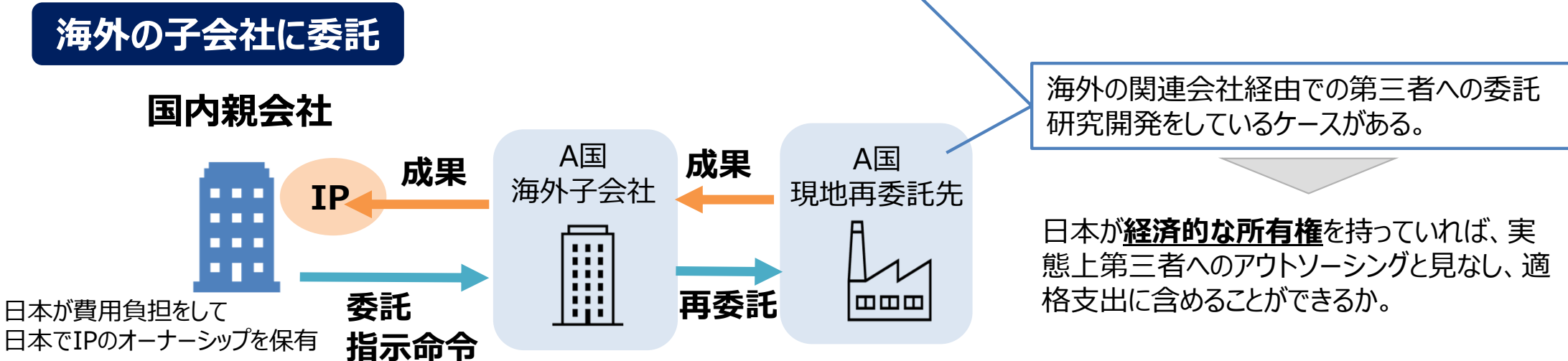
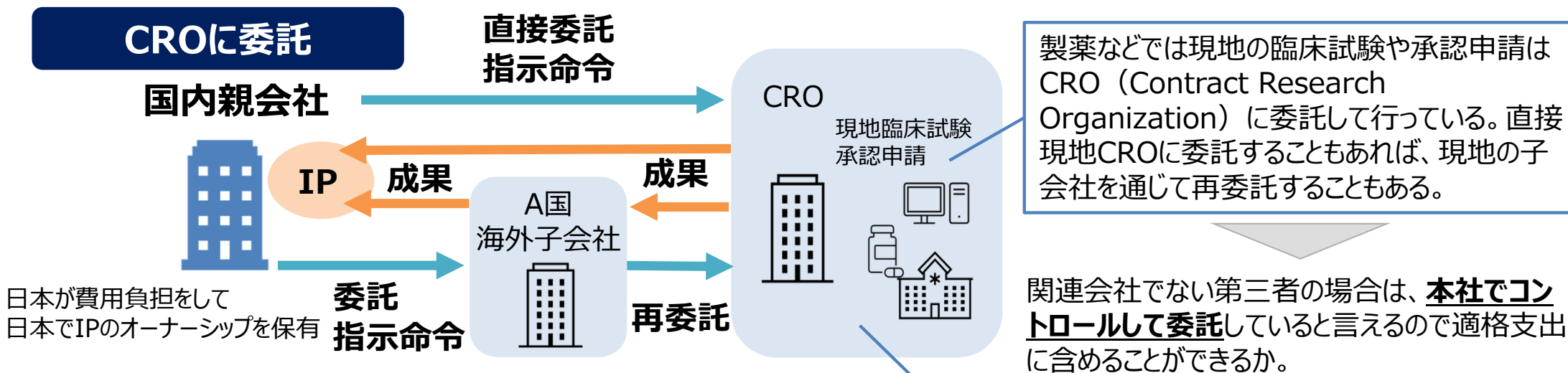
計算例②

$$\text{無形資産由来の超過利益} = \text{超過利益} \times \text{研究開発費/一般管理費}$$

売上高営業利益率などを指標として、一定の値を上回る部分を「超過利益」とみなす

(3) 適格支出 ①アウトソーシングの取り扱い

- 海外現地の医薬品開発業務受託機関経由でのアウトソーシングは実質的なオーナーシップの観点から検討されるべきではないか。
- 海外の子会社を経由した第三者へのアウトソーシングは、実態上国内親会社から第三者へのアウトソーシングと考えられるのか。



(3) 適格支出 ①アウトソーシングの取り扱い

- OECD BEPS Action 5においては、第三者だけでなく国内関連会社による活動も適格支出に含めることができるとしている。

OECD BEPS Action 5の原則

ネクサスアプローチにおいては、非関連企業による活動は適格支出に含めることができるが、関連企業による活動は適格支出に含めることはできない。関連当事者によって行われた活動のための支出は、それが国内であるか否かにかかわらず、すべて適格支出としてカウントされない。

OECD, BEPS Action 5 – 2015 Final Report, Paragraph 49, p. 29

OECD BEPS Action 5の例外

EU加盟国でない国は、この制限について、非関連企業と国内関連企業による活動の両者を適格支出の定義に含めることができる。

OECD, BEPS Action 5 – 2015 Final Report, Footnote 16, p. 42

(3) 適格支出 ② フラスカティ・マニュアルの概要と研究開発の定義 (再掲)

- R&Dの統計整備のためにOECDが1963年に作成したマニュアル。
- 研究開発を測定し、統計を作成するためのデファクトスタンダードとなっており、欧州各国を中心として、研究開発税制や補助金等における「研究開発」の定義として参照・引用されている。
- 最新版は2015年に公表された第6改訂版。



研究開発の定義

- フラスカティ・マニュアルでは研究開発を以下のように定義している。
「研究開発とは、**知識ストック**（人文社会に関する知識を含む）**を増やすため、および既存の知識の新たな適用方法を考案するための、創造的で体系的な活動**から構成される。」
- 研究開発の基準：フラスカティ・マニュアルでは、研究開発は、少なくとも原理的には以下の5つの基準が満たされるとしている。
①新しい (novel)、**②創造的 (creative)**、**③不確実 (uncertain)**、**④系統的 (systematic)**、**⑤移転可能 (transferable)・再現可能 (reproducible)**
- 研究開発の分類：基礎研究・応用研究・**試験的開発**の三段階で定義される。
「試験的開発とは、**研究および実務経験から得た知識をもとに、さらに追加的な知識を生み出す体系的な作業**。研究および実務経験から得た知識を活用し、**新たな製品またはプロセスの製造、あるいは既存の製品またはプロセスの改良に向けた追加的な知識を生み出す体系的な作業**である。」

(参考) 試験研究の意義・範囲

(試験研究の意義)

42の4(1)－1 措置法第 42 条の 4 第19項第 1 号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。

〔租税特別措置法関係通達〈法人税編〉 四 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕

(試験研究に含まれないもの)

42 の 4(1)－2 措置法第 42 条の 4 第19項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

(1) 人文科学及び社会科学に係る活動

(2) リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動

(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更

(4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓

(5) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案

(6) (5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作

(7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験

(8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集

(9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入

(10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理

(11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換

(12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作

(13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続

(14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集

(15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動

(16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

〔租税特別措置法関係通達〈法人税編〉 四 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕 17

(3) 適格支出 ③研究開発税制オープンイノベーション型の第三者確認

- 研究開発税制における特別試験研究費税額控除制度では、大学・民間企業等との共同研究・委託研究における特別試験研究費の額の妥当性について、**第三者による確認を行う**こととしている。

特別試験研究費税額控除制度ガイドライン

第三者による確認とは、**専門的な知識及び経験を有する者が**行う検査及び適正であることの証明をいい（財務省令第20条第38項第1号）、具体的には、それらの者が、契約又は協定の内容、支出額の把握に当たり作成した**当該支出額を客観的に判断できるようなエビデンスを確認することにより、特別試験研究費の額であることを証明**するものです。

この専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士（※）若しくは監査法人、税理士（※）若しくは税理士法人又は監査役、監査委員若しくは監査等委員が該当すると考えられます。

これらの者による検査の結果、適正であった旨を記載した書類を作成し、これらの者が記名してください。

※申告法人の役員又は従業員が公認会計士又は税理士の資格を有している場合であっても、原則として、それら申告法人の役員（監査役・監査委員・監査等委員を除きます）又は従業員は確認を行うことはできません。ただし、申告法人との間で確認に係る委任契約を締結する等して、**第三者的な立場から確認を行うことができる**場合は申告法人の役員又は従業員であっても構いません。

(3) 適格支出 ④ (参考) 消費税における簡易課税制度

- IPを扱う業種は多岐にわたり、業種によって様相も大きく異なる一方で、可能な限り制度を簡素化するという観点から、消費税における簡易課税制度（仕入税額控除の計算）による事業区分別のみなし仕入率も制度設計の参考になるのではないか。

- 簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度。
- 基準期間（個人事業主であれば2年前（前々年）、法人であれば2事業年度前（前々事業年度））の課税売上高が5,000万円を超える場合は適用できない。

【簡易課税制度の事業区分の表】

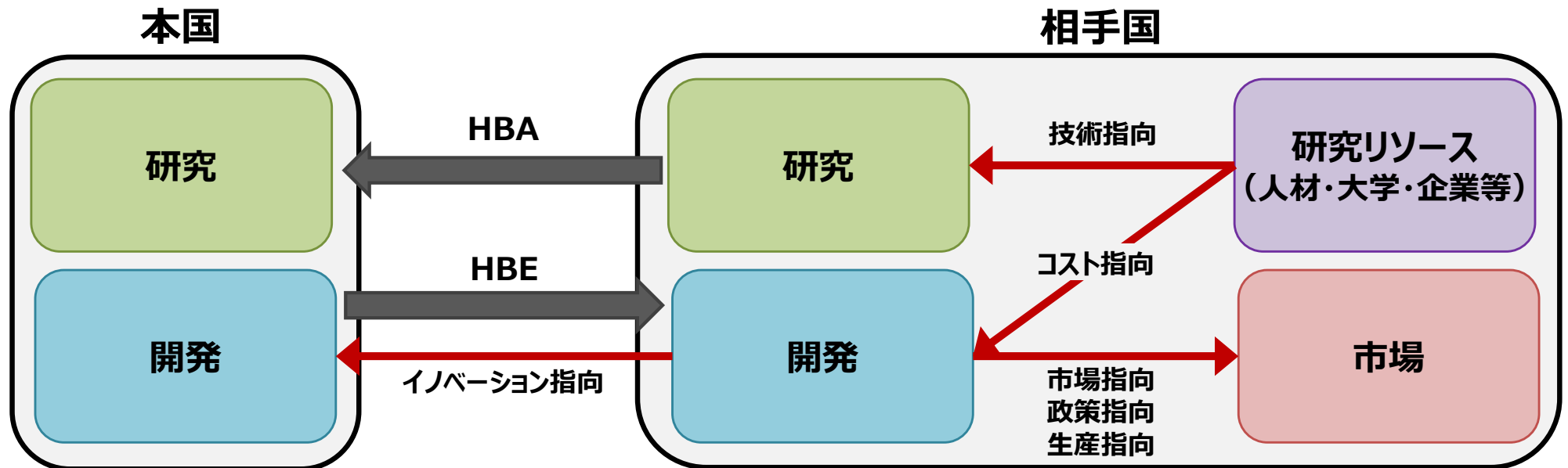
事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第1種事業、第2種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業

(3) 適格支出 ⑤ (参考) 研究開発の国際化に関するタイプ分け

- 在外研究開発拠点の活動については、クメールのHBA（技術獲得型、Home Base Augmentation）HBE（現地開発型、Home Base Exploitation）をはじめとして、様々な分類方法が提示されている。ゲメルトフトは、それまで行われてきた研究開発の国際化に関する実証研究を網羅的に調査した上で、以下の分類を提示している（Gammeltoft, 2006）

◆ 研究開発の国際化に関するタイプ分け

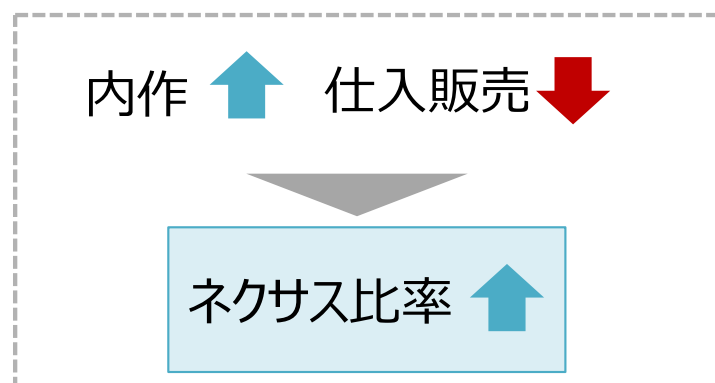
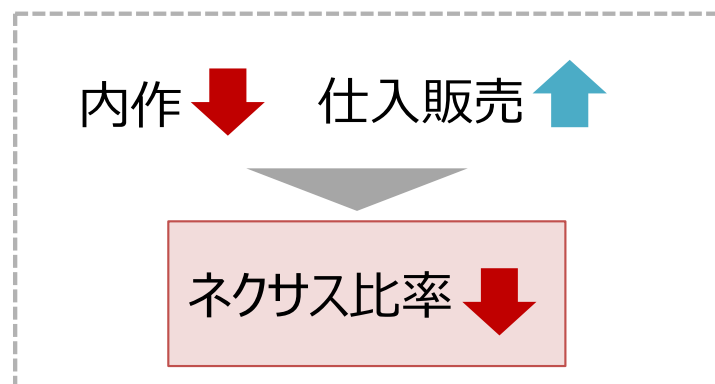
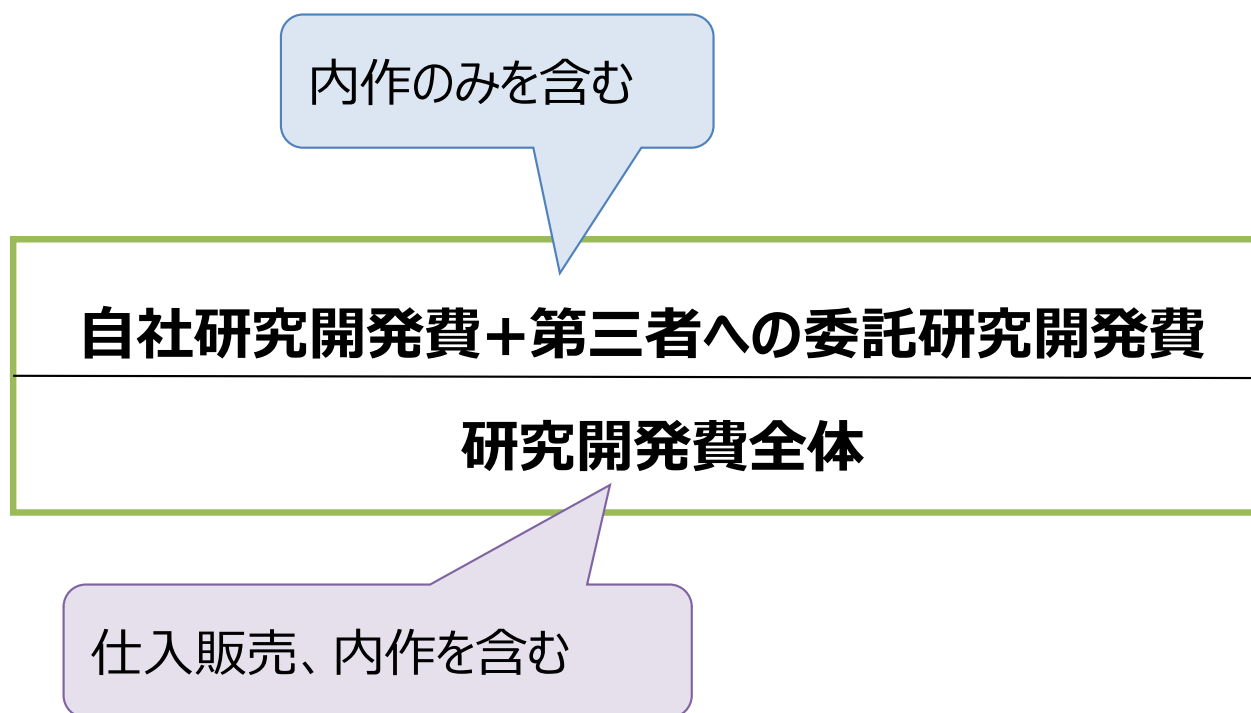
- ・「技術指向」：海外における最先端技術の取り込み
- ・「市場指向」：現地の消費者ニーズの取り込みと製品の現地化
- ・「政策指向」：現場の各種規制に対する対応、研究開発に対するインセンティブ、現地の標準化活動への参画
- ・「生産指向」：現地の生産拠点に対する技術サポート
- ・「コスト指向」：現地の安い人件費の活用
- ・「イノベーション指向」：現地からの新商品に対するアイデアの獲得、最適な役割分担によるグローバル製品開発体制の強化



(3) 適格支出 ⑥ネクサス比率における内作と仕入販売の考え方

- SaaSの会計処理では、サービス提供用自社利用ソフトウェアの使用許諾収入をもらい、ソフトウェアの加工度がビジネスにより多様。
- 蓄積されてきた内部知見をソフトウェアとして内作し展開していくケースが多い事業もあれば、ユーザーニーズに応じてUI/UX内作をしつつも外部ソフトウェアをリブランドすることがメインとなるケースも考えられる。
- 内作と仕入販売について、どこまで対象となる適格支出と考えるべきか。

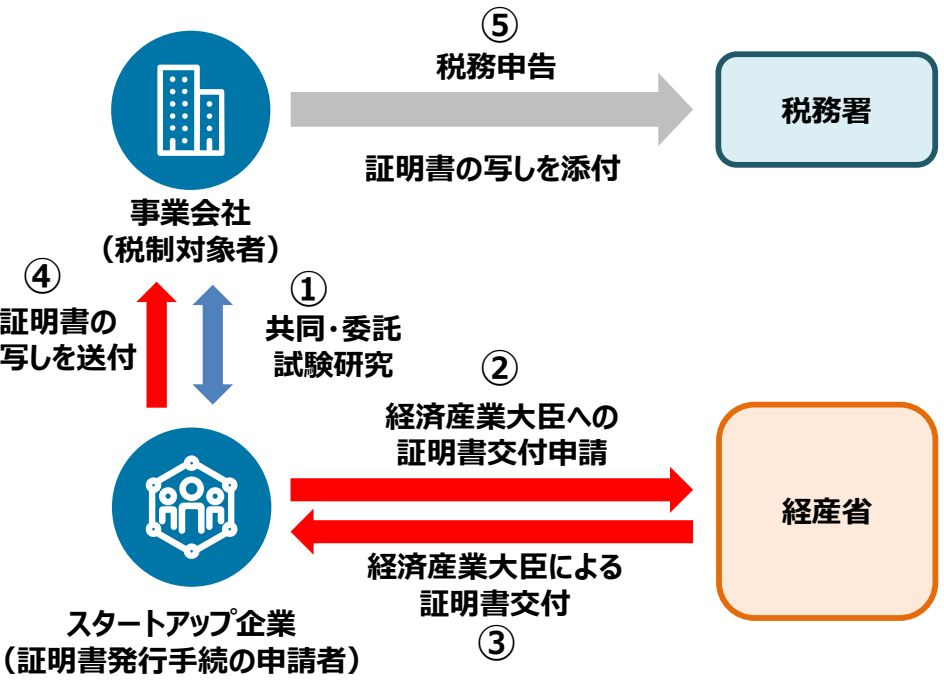
【ネクサス比率の計算】



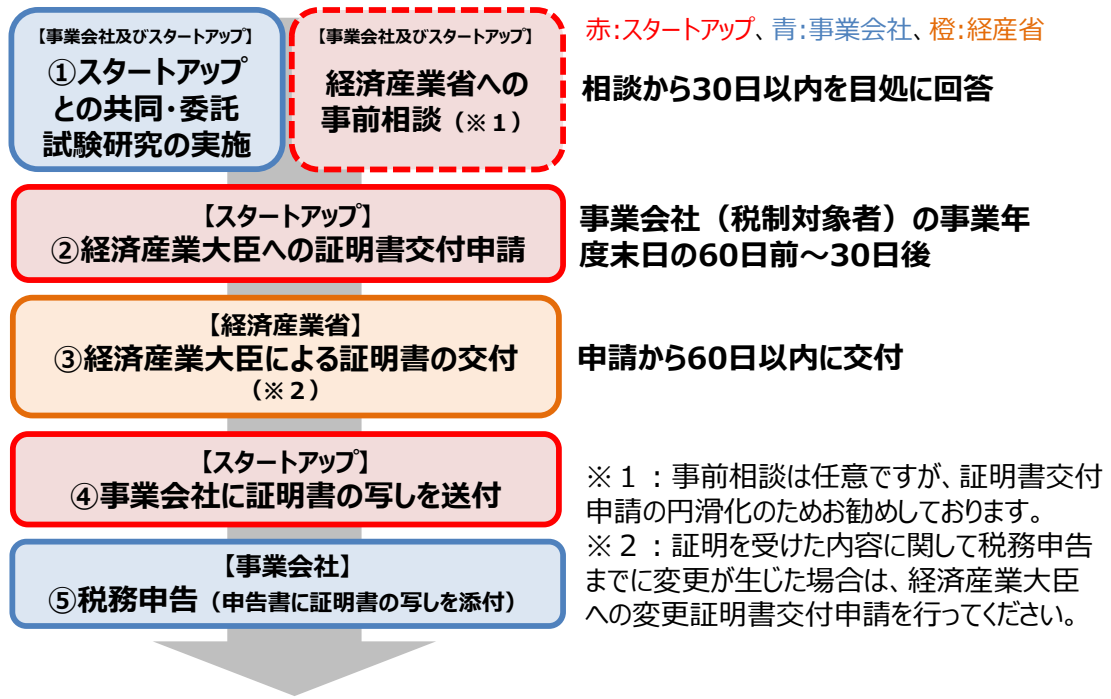
(4) 支出と所得の追跡 研究開発税制のスタートアップ該非確認スキーム

- 研究開発税制のオープンイノベーション型（スタートアップとの共同研究等）では、一定の要件を満たすスタートアップとの共同・委託研究費の額の25%を税額控除することができる。
- この制度を利用するためには、スタートアップが要件を満たしていることについて、**経産省より証明書の交付を受ける必要**がある。

【手続のスキーム】



【手続の流れ】



4. 本日まで議論いただきたいこと

- 制度骨子案について更に深掘りした議論をお願いしたい。
- 特に、イノベーションボックス制度の対象知財・重点分野について意見いただきたい。
- また、制度の利用需要等を調査するためのアンケート調査項目について、ご意見をいただきたい。